

入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び石垣市財務規則（昭和58年規則第2号）第92条の規定により公告する。

令和8年4月14日

石垣市長 中山 義隆

1 入札対象業務

- (1) 業務名：救助工作車整備事業
- (2) 引渡場所：沖縄県石垣市字真栄里668番地 石垣市消防本部内
- (3) 引渡期限：令和9年3月31日
- (4) 業務概要：本購入対象は以下の通りである。詳細は別途資料「救助工作車整備事業仕様書」を参照すること。
 - ・救助工作車 1台

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 県内市町村消防本部（局）に同等物品の納入実績があること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 石垣市から契約に係る入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (7) 購入業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤（組織、人員、体制、資金等）を有していること。

3 入札参加資格の確認

本業務の入札参加希望者は、2に掲げる事項について資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」

という。)を提出し、一般競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 資格確認資料

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書(1)、(2)
- イ 商業登記簿謄本の写し等
- ウ 義務履行証明書(石垣市内に本店または支店等がある場合)
- エ 県内市町村消防本部(局)への納品実績表(任意様式)

(2) 提出期間：令和8年4月14日(火)から令和8年4月21日(火)

午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所：石垣市消防本部 消防総務課

(4) 提出方法：上記申請書等を持参するか、郵送(提出期限当日消印有効)により提出すること。(郵送する場合は事前に連絡すること)

(5) 入札参加資格の確認結果の通知：令和8年4月22日(水) 郵送にて通知予定

(6) 苦情申し立て

入札参加資格が無いと認められた者は、契約担当者に対してその理由について次により説明を求めることができる。

契約担当者は、説明を求められた日から2日以内(土・日・祝日除く)に説明を求めた者に対して書面をもって回答する。

ア 提出期限：令和8年4月24日(金) 午後3時

イ 提出場所：石垣市消防本部 消防総務課

ウ 提出方法：書面(任意様式)を持参するか、郵送(提出期限当日消印有効)により提出すること。(郵送する場合は事前に連絡すること)

4 入札手続き等

(1) 入札資料の配布

期間：令和8年4月14日(火)から令和8年4月21日(火)

配布方法：石垣市ホームページからダウンロード

(ホームページ→組織から探す→消防本部→消防総務課)

公告・仕様書等に関する質問及び回答

提出期限：令和8年4月19日(日) 午後5時

回答期限：令和8年4月21日(火)

回答方法：問い合わせ事業者及び全入札参加業者にメール又はFAXにより回答

(2) 入札日時：令和8年5月7日(木) 午後2時

(3) 入札場所：石垣市消防本部 2階会議室

(4) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10

に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ただし、入札金額に非課税の項目がある場合は、課税金額のみに10パーセントを加算した金額を落札価格とするので、見積もった金額の課税金額のみに110分の100に相当する金額と非課税金額を合算した金額で入札書に記載すること。

(7) 入札に関する注意事項

- ア 入札者は自己の印鑑を必ず持参すること。
- イ 入札書、委任状には、「業務名」及び「業務場所」について、この公告の記載に従い記入すること。
- ウ 委任状を受けた代理人が入札を行う場合、委任状の提出がないと入札に参加することはできない。
- エ 申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合は入札締め切り日時の前までに入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。
- オ 入札参加資格を確認された者であっても、確認後に石垣市の指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札参加できない。

5 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。
 - ア 入札者が同一業務に対し、2通以上の入札をしたとき。
 - イ 入札に関し談合又はその他不正行為があったとき。
 - ウ 入札書に記名押印がないとき。
 - エ 入札書に誤字、脱字等で記載事項が確認できないとき。
 - オ 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
 - カ 入札書の表記金額を訂正した入札をしたとき。
- (2) この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、資格確認申請書及び資格確認資料に虚偽の申請をした者の入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

6 落札者の決定

- (1) 予定価格調書内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 同額の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免除

※ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として見積金額の100分の5を石垣市に納付しなければならない。

(2) 契約保証金：免除

※ただし、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合、損害賠償金として契約金額の100分の10を石垣市に納付しなければならない。

8 議会の議決

(1) 本業務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する市議会の議決事項であるため、落札決定後、落札者との間で仮契約を締結し、市議会の議決後、本契約となる。

9 その他事項

- (1) 提出された「入札参加資格確認申請書」及び「資格確認資料」は返却しない。
- (2) 資格確認資料を提出期限までに提出しない者並びに一般競争入札参加資格が無いと認められた者は、入札に参加することができない。
- (3) 入札参加者は、「石垣市指名競争入札契約心得」及び「救助工作車整備事業 仕様書」等を熟読し、これを遵守すること。
- (4) 落札者は、石垣市暴力団排除措置要綱に基づき、誓約書を提出すること。

問い合わせ先

石垣市消防本部 消防総務課

電話：0980-87-0403（消防総務課）

Email：syoubou@city.ishigaki.okinawa.jp

電話：0980-82-0119（消防署機械通信担当）

Email：kikai119@city.ishigaki.okinawa.jp